

(案)

資料 3

熱 行 審 第 号
令和 年 月 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市行財政審議会
会 長 石 井 倭 雄

水道料金の改定について（答申）

令和5年6月9日付熱公水第52号により受けた「水道料金の改定について（諮問）」について、当審議会で検討した結果、別記する意見及び要望事項を付して下記のとおり答申する。

記

1. 答申

- (ア) 料金算定期間の収益的収支の純利益額は総括原価計算における資産維持費を賄う額と設定し、料金改定率は平均17%の引き上げとする。
- (イ) 水道料金算定期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。
- (ウ) 初島地区の料金表は、初島地区以外の口径・基本水量等に統合し一本化を図る。
- (エ) 改定後の水道料金は別表1のとおりとする。
- (オ) 実施時期については、令和6年4月料金徴収分からとする。

2. 答申理由

本市の水道事業は、近年の人口減少、節水機器の普及や宿泊観光客の減少に伴う水需要の減少により給水収益が減少傾向にある一方で、高度経済成長期以降に整備された水道施設が大量に更新時期を迎えていることや、南海トラフ大地震や台風などに伴う豪雨災害への対策として施設の強靱化が求められている。

(案)

現在、「熱海市水道事業経営戦略」により将来の有収水量の予測や事業計画の見直しを行い、水道事業が安定的に継続できるよう努めているが、その投資・財政計画によると、給水収益の減少や建設改良費の増加に伴う減価償却費の増加等を主な要因として、現在の料金収入では令和6年度以降、事業運営に必要な内部留保資金を確保できなくなると推計されており、施設のダウンサイジングや企業債の発行抑制による元金償還金削減等の経費縮減努力だけでは、エネルギーコスト上昇による物価高、建設資材高騰による建設改良費の増額に対応することが難しい経営状況にあることは理解できる。

独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくためには、経費縮減を継続することはもとより、給水収益の確保に向けた、より適正な水道料金への見直しを行う必要があると判断した。

なお、料金の見直しに当たっては、水道事業の安定経営と負担の公平性の確保のため、現在の料金体系の枠組みは維持しつつ、令和2年度に簡易水道事業から上水道事業に統合された初島地区の料金体系を一本化することが適当である。

以上のことを踏まえ、本審議会は、今後の安全・安心な水道水の安定供給及び水道事業の安定経営に向けた水道料金の改定について慎重に審議した結果、今回の答申とした。

3. 付帯意見及び要望事項

- (ア) 市民の視点に立って、積極的な情報の公開を行い、市民との情報の共有を図り、市民との合意のもとに事業の運営を行っていくよう努められたい。
- (イ) 水道料金にあたっては、料金改定の有無に関わらず水道事業の状況について当審議会に報告及び方針について諮問すること。
- (ウ) 料金改定後においても、能率的な事業運営や行財政改革を継続し、健全な経営ができるよう努められたい。
- (エ) 高度経済成長期以降に整備した施設の大量更新、大規模災害時における迅速な施設復旧等に備え、今後も積極的な人材育成、技術継承に努められたい。
- (オ) 県営駿豆水道受水費については、平素よりその縮減について努力を重ね、契約変更時には適正な受水量、受水費となるよう努められたい。

(案)

答申案 ① 段階的値上げ（料金収入不足）

1. 答申

(ア) 料金算定期間の収益的収支の純利益額は総括原価計算における資産維持費を賄う額と設定しているが、昨今の市民生活や経済状況を鑑み、水道施設更新工事の遅延などのリスクはあるものの、料金改定率は平均13.3%の引き上げに留めること。また、料金改定は段階的に行うことと。

答申案 ② 段階的値上げ

1. 答申

(ア) 料金算定期間の収益的収支の純利益額は総括原価計算における資産維持費を賄う額と設定し、料金改定率は平均17%の引き上げとする。但し、受益者負担を鑑みて段階的に改定すること。

答申案 ③ 諮問どおりの改定率と認めるが、市民・事業者支援策を講じること

3. 付帯意見及び要望事項

(カ) 物価高騰により逼迫している市民や、コロナ禍等からの脱却に向け、厳しい経営を続けている事業者の負担感の軽減に寄与する経済対策を行うこと。